公益財団法人江副記念リクルート財団 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人江副記念リクルート財団(以下「財団」という。)定款 第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し 必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1)役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
 - (3)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 13号で定める報酬、賞与、その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益 であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - (4)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 財団は、評議員、役員の職務執行の対価として報酬を支給する。

(報酬等の額の算定)

- 第4条 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席一回につき 1 万円(税別)を、その都度支給する。この場合、交通費・宿泊費は支給しない。
 - 2 理事への報酬の額は、一人当たり年間 1500 万円を上限とし、各理事に対する具体 的支給額は、年度ごとに、評議員会の意見を聴取したうえ、理事会が決定する。

無報酬の理事に対しては、理事会・評議員会への出席一回につき 1 万円 (税別)を、その都度支給する。この場合、交通費・宿泊費は支給しない。

3 監事への報酬額は、一人当たり年間 30 万円を上限とし、各監事に対する具体的支 給額は、年度ごとに、評議員会の意見を聴取したうえ、理事会が決定する。

(費用)

第5条 財団は、役員もしくは評議員がその職務の執行に当たって負担すべき、又は負担 した費用については、その請求に基づき、請求にあった日の翌月末日までに支払う。 前払いを要するものについては、その必要に応じて前もって支払う。 (公表)

第6条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法 律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 報酬の支給方法、その他この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が、別に定める。

附則

この規程は、平成25年3月18日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月4日から施行する。

附則

この規程は、平成31年3月27日から施行する。